

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第23号

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の女性自立支援施設の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(設備及び運営の向上のための努力)

第3条 女性自立支援施設は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(設備及び運営の基準)

第4条 前2条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項に規定する社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準（女性自立支援施設に係るものに限る。）は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第2条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)
- 2 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第30号）は、廃止する。